

仙台市安全安心街づくり推進会議 平成30年度第5回会議 議事録

- 開催日時 平成30年12月26日(水) 14:00～15:30
- 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室
(仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)
- 出席委員 相澤雅子委員、板倉恵子委員、金田情華委員、金政信委員、佐々木好志委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、渋谷セツコ委員、田中智仁委員、中島淳委員、保角博行委員、堀籠仁委員〔12名〕
- 欠席委員 佐藤芳文委員、田村伸一郎委員、原美香委員〔3名〕
- 事務局 斎藤恵子市民局長、新妻知樹生活安全安心部長、佐藤秀生活安全安心部参事、沼田和之市民局参事兼市民生活課長、佐々木裕一郎市民生活係長
(オブザーバー：赤間博之宮城県警察本部生活安全部生活環境課経済調査官)
- 議 事
- 1 開会
 - 2 挨拶
 - 3 委員紹介
 - 4 事務局紹介
 - 5 会長及び副会長選出
 - 6 議事
 - (1) 協議
客引き対策について
 - ①これまでの経緯について
 - ②仙台市客引き行為等の禁止に関する条例について
 - ③仙台市客引き行為等の禁止に関する条例に基づく禁止区域の指定について
 - ④今後の進め方について
 - (2) その他
(仮称)若林警察署について
 - 7 閉会
- 配布資料
- 資料1 これまでの経緯について
- 資料2 客引き実態調査について
- 資料3-1 仙台市客引き行為等の禁止に関する条例の概要
- 資料3-2 仙台市客引き行為等の禁止に関する条例本文
- 資料4-1 客引き行為等禁止区域の指定について
- 資料4-2 客引き行為等禁止区域(仙台市案)
- 資料5 今後の進め方について
- 資料6-1 (仮称)若林警察署について
- 資料6-2 若林警察署チラシ
- 参考資料1-1 条例(中間案)に関する市民意見募集の実施結果について

1 開会

○市民生活係長

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから平成30年度第5回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

初めに、会議の成立につきましてご説明いたします。

本日は、佐藤芳文委員、田村委員、原委員の3名の方々よりご欠席の連絡をいただいておりますので、15名中12名の委員のご出席となり、委員の過半数を満たしておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定により、会議が成立している旨をご報告させていただきます。

今回は、委員改選後初めての会議でございますので、本会議の会長選出までの間、司会のほうで暫定的に進行させていただきますのでよろしく願いいたします。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様事前に送りました資料につきましては、本日お持ちいただいておりますでしょうか。事前に送りました資料のうち、資料1と資料3-2につきましては差し替え版を本日机上に配付しております。また、事前に送付していなかった資料といたしまして、資料4-1、4-2、資料5、席次表を机上に配付しておりますので、ご確認いただければと思います。次第に資料一覧が記載されておりますので、突き合わせてご確認いただきまして、お手元のない資料がございましたらお知らせいただければと思います。

また、本日は改選後初めての会議となりますので、本推進会議委員の委嘱状を皆様のお席に予め配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして、市民局長の斎藤よりご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○市民局長

こんにちは。市民局長の斎藤でございます。年末のこのお忙しい中、本当に年末で申し訳ございません。皆様お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私のほうから一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

まず初めに、皆様、このたびはこの安全安心街づくり推進会議の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。それから、日頃より本市の安全安心な街づくりのためにご支援ご理解賜っておりますこと、心から感謝申し上げたいと存じます。ありがとうございます。

さて、本市では、仙台市安全安心街づくり条例を策定いたしまして、基本計画を策定して、それに基づいてさまざまな取り組みを進めているところでございます。ただいま申し上げましたこの安全安心街づくりの基本計画でございますけれども、計画期間が平成28年度から平成

32年度、西暦で申し上げますと2020年度までと言ったほうがこの先はいいのかもしれないですけども、2020年度までの計画期間となっております、今後2021年度から始まる次の新しい計画を策定していくようになるかと考えております。この推進会議でも、次の計画についてのご審議や、様々なご意見を皆様から承ることになるかと考えております。

また近年、市内におけます刑法犯の認知件数でございますけれども、こちらのほうは16年連続で低下しているという状況でございます。ですがその一方で、特殊詐欺の被害ですとか、あるいは子どもさんたちに対する声かけあるいはつきまといといった、こうした事案がなかなかなくなれないというのも、これもまた事実でございます。こうした身近で起こるような犯罪を未然に防ぐことで、その後ろに潜んでいるような重大な犯罪を防ぐということにもつながるかと思えます。そのためには、市民の皆様お一人お一人の防犯力といいますか、そういったことの意識の向上を図ることはもちろんなんですけれども、地域と行政、地域総ぐるみで防犯活動に当たることも、これもまた大変重要かと思っております。

安全安心のための各種施策につきましては、委員の皆様からご意見もいただきながら進めてまいりたい、そのように考えております。

さて、本日の会議でございますけれども、会議の議題のほうは客引き対策に関する事項についてご審議いただくこととなっております。委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。では、よろしくお願いいたします。

本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

3 委員紹介

○市民生活係長

それでは、委員の皆様のご紹介に移ります。

大変恐縮ではございますが、お一人ずつ簡単に自己紹介をいただきたいと存じますので、名簿の順番にその場で自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、相澤委員からお願いいたします。

○相澤雅子委員

仙台南地区少年補導員協会、相澤雅子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は普段小学生とか中学生、高校生、大学生と一緒に防犯活動をしたり、挨拶運動と防犯キャンペーンを一緒にお手伝いさせていただいたりしております。あと、小学校や中学校に出向いて防犯教室として、寸劇とか防犯についての話を少しさせていただくお手伝いをさせていただいています。どうぞよろしくお願いいたします。

○板倉恵子委員

名簿の2番目の板倉恵子と申します。私は、仙台市防犯協会連合会理事をさせていただいております。また、相澤さんと同じく仙台泉地区少年補導員協会にも属させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○金田情華委員

公募委員として参加させていただきます、東北福祉大学教育学部2年の金田情華と申します。本日は大学生の立場からの視点としても意見を言っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○金政信委員

東北福祉大学から参りました、金政信と申します。こちらの改選前に引き続き、本会の委員の委嘱をいただきました。よろしくどうぞお願いいたします。

○佐々木好志委員

弁護士をしております、佐々木好志と申します。今回で2期目になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木廣美委員

同じく2期目であります、佐々木廣美と申します。みやぎ被害者支援センターの事務局長をしております。犯罪被害に遭われました被害者の方の支援をやっている団体でございます。この会議につきましても、被害者の視点に立ったいろいろな意見、要望等を申し上げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤重子委員

名簿の7番の佐藤重子と申します。泉区北中山連合町内会の会長をさせていただいております。皆様のご意見等をいろいろ聞きながら、勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○渋谷セツコ委員

建築の設計事務所をしております、渋谷セツコと申します。私はNPO建築と子供たちネットワーク仙台の副代表ということで書いてもらっているんですけども、子供たちに建築や都市の設計の手法を活用したやり方でデザイン学習というものを、小学校の中の総合学習などで先生たちとプログラミングして実施するというような活動をやってきています。いつも子供たちのそういう環境、身近な環境としても周りの都市の人工的な環境というのをとても大事なものだと考えています。自然の環境とともに、そういった人工的な環境もすごく質の高いものになっていけば、すごくうれしいなと日々思っております。よろしくお願いいたします。

○田中智仁委員

仙台大学で准教授を務めております、田中智仁と申します。私の専門は犯罪社会学と民間警備関係ございまして、普段はその観点から街づくりのアドバイザーであったり、建物の設計

等について防犯関係についてのアドバイス等を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島淳委員

東北総合通信局の中島でございます。前期に続いて委員を務めさせていただきます。私ども、直接的に街づくり、安心安全街づくりに関係ないんですけれども、電気通信の視点から安心安全なネット利用といったことでやらせていただいておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○保角博行委員

こんにちは。仙台市立南小泉中学校の保角と申します。どうぞよろしくお願いいたします。立場でございますが、校長会のほうの生徒指導部に所属しております、仙台市内の生徒指導主事連絡協議会の事務局及び全市の部長ということで携わっております。ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

○堀籠仁委員

警察本部生活安全企画課の堀籠と申します。犯罪抑止という仕事をしておりまして、刑法犯認知件数を減らしましょう、特殊詐欺の被害を減らしましょうというような、いろいろな対策をとっているような仕事をしております。よろしくお願いいたします。

4 事務局紹介

○市民生活係長

委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、仙台市側の職員をご紹介します。

先ほどご挨拶を申し上げました、市民局長の斎藤恵子でございます。

市民局生活安全安心部長の新妻知樹でございます。

市民局生活安全安心部参事の佐藤秀でございます。

市民局生活安全安心部参事兼市民生活課長の沼田和之でございます。

最後に私は、市民局市民生活課市民生活係長の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また、前回に引き続きまして、宮城県警察本部生活安全部生活環境課経済調査官赤間博之様にもお越しいただいております。赤間様、よろしくお願いいたします。

5 会長及び副会長選出

○市民生活係長

それでは次に、本推進会議の会長、副会長の選出に移りたいと思います。

会長、副会長の選出につきましては、仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則第3条により、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定めると規定されております。

まず会長の選出につきまして、どなたかご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

○板倉恵子委員

板倉でございます。前回まで会長をお引き受けいただいております、金政信様に引き続き会長をお願いしてはどうかと思います。

○市民生活係長

ただいま板倉委員より金委員を会長に、というご意見が出ましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同拍手)

ありがとうございます。では、会長につきましては金委員を選出することに決定いたします。

続きまして、副会長の選出についてですが、こちらもどなたかご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

○板倉恵子委員

こちらも副会長さんも前回までやっていただいております、渋谷セツコ様にお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○市民生活係長

ありがとうございます。ただいま板倉委員より渋谷委員を副会長にというご意見がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同拍手)

ありがとうございます。それでは、渋谷委員を副会長に選出することに決定いたします。

以上で会長、副会長は選出されましたので、恐れ入りますが金委員は会長席に、渋谷委員は副会長席にご移動をお願いいたします。

それでは、会長に選出されました金会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○金会長

ただいまご推薦を受けまして会長に選出されました東北福祉大学の金政信でございます。

本会議の趣旨を重んじ、また委員の皆様の声を反映できるような議事進行に努めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

(一同拍手)

○市民生活係長

続きまして、渋谷副会長からも一言ご挨拶をお願いいたします。

○渋谷副会長

ただいま推薦していただきました渋谷セツコでございます。

甚だ恐縮しております。私のような者でよければ一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。（一同拍手）

○市民生活係長

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様ご発言の際にはお手元のマイクをお使いいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、金会長、よろしくお願ひいたします。

6 議事

○金会長

それでは、これより会長であります私が会議の議長を務めさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、初めに、会議の公開・非公開についてですが、今回は非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

続きまして会議録についてですが、これまでと同様に会議録署名委員をあらかじめ指定し、事務局で作成したものを私と署名担当委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

会議録の委員が選出となりましたので、まず名簿順1番の相澤雅子委員にお願いしたいと思いますが、相澤委員よろしいでしょうか。

—相澤雅子委員了承—

(1) 協議

客引き対策について

- ①これまでの経緯について
- ②仙台市客引き行為等の禁止に関する条例について
- ③仙台市客引き行為等の禁止に関する条例に基づく禁止区域の指定について
- ④今後の進め方について

○金会長

それでは、議事に入ります。

(1) 協議の客引き対策についてでございます。

まず、①これまでの経緯について、事務局より説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それでは私の方から、資料1に基づきまして、これまでの経緯につきましてご説明をいたします。

平成26年8月から国分町地区におきまして、安全安心街づくり推進協議会に客引き対策部会が設置をされまして、客引きの規制のあり方の協議や他の都市の視察の実施、同地区での安全安心パレードの実施等を行ってまいりました。これは東日本大震災後、国分町地区におきまして飲食店の出店等も増える中、この時期に参りますと客引きが国分町地区内で大変多くなってきたということで、同地区に関わる町内会やお店の方々において何とかしなければいけないという声がございます、このような部会が置かれたところでございます。この部会は、地域の方々に加えまして仙台市、仙台中央警察署にもご参加をいただいて、現在も開いております。

また、客引きの実態を把握するために、客引きの実態調査を始めましたのもこの時期でございます。その後、ご承知のように客引きが国分町地区だけでなく、一番町四丁目さらには一番町一番街といったように、次々中心部に広がる中、平成29年10月に仙台市の中心部の商店街の活性化を図るために設立されました、仙台市中心部活性化協議会に安全安心特別部会が設置されまして、客引きに関する内容の協議を行うこととなりました。こちらのほうにも地元商店街の皆様のほか、仙台市と仙台中央警察署が参加をし、議論をしてきたところでございます。

具体の活動といたしましては、条例による規制についての検討やアーケード街で現在も流されておりますけれども、客引き行為に対する警告アナウンスの作成、それからアーケードの柱などには「客引きNO」というポスターが掲示してございますが、これもこの協議会の部会におきまして内容を詰めて作成、掲示しているものでございます。

こういった流れを受けまして、私ども仙台市といたしましても、客引き行為が中心部全体に広がる中、条例を制定しての規制という方針を決定したところでございます。

本年4月23日には本会議の第1回目を開催いたしまして、今ご説明申し上げました客引き対策の審議をお願いするに至った経緯等についてご説明するとともに、客引きの現状、他都市の状況、今後の進め方等についてお諮りしたところでございます。

また、5月11日からは街頭啓発活動の強化ということで、現在一番町四丁目ディズニーストア前で、毎週1回ティッシュ等の啓発物資を配布する活動を行ってございます。これをこの時期から開始いたしまして、基本的には委託によりまして業者が行っておりますけれども、月2回国分町地区や中心部商店街の皆様にもご参加いただくなど、啓発の強化を図ってきたところでございます。

また、6月8日には直接中心部の街頭での市民アンケートを実施したところでございます。裏面をご覧ください。この街頭市民アンケートでございまして、6月4日に実施をいた

しております。中心部の繁華街の4地点で行っておりまして、実際ここをお通りになる方のご意見を伺うために実施したものでございます。調査人数は220人でございまして、そのうち本日は質問内容の一部抜粋のところに書いてございますけれども、客引き行為を市条例で禁止することについてのご意見の部分を抜粋してございます。その結果といたしましては、8割近い方から「規制すべき」という回答をいただいたところでございます。

資料1表面にお戻りいただきまして、7月2日には第2回目の会議を開催いたしまして、条例の論点整理を行うとともに、地域の皆様、具体的には国分町地区の安全安心街づくり推進協議会の皆様と仙台市中心部商店街活性化協議会の皆様に本会議にお越しいただきまして、それぞれご意見をいただいたところでございます。

また、9月18日には第4回目の会議を開催いたしまして、条例の中間案につきましてご説明申し上げるとともに、既に条例を制定いたしております他都市の状況についてのご説明等を行ったところでございます。中間案につきましては、9月19日からパブリックコメントを実施いたしまして、その後パブリックコメントでいただいたご意見、議会等のご意見等を踏まえまして、12月6日に仙台市議会に条例案を提出したところでございます。

条例は12月21日に可決いたしまして、その日に条例の公布及び一部施行しております。その際は追ってご説明いたしますけれども、基本的な規制に関する部分につきましては来年4月でございますが、今回お諮りする禁止区域の指定等の規定は即日公布したところでございます。また、昨日12月25日には、地元の皆様方から禁止区域の要望書の提出を受けたところでございます。

続きまして、資料2をご覧ください。こちらは先ほど平成26年から行っております客引きの実態調査についてでございます。調査区域は、当初は国分町地区と一番町四丁目だけでございましたが、それを順次拡大をいたしまして、現在はアーケードも含む市中心部で広く実施いたしております。また、調査時間につきましても、現在は夜11時台までということで実施しております。

調査のやり方でございますけれども、1時間刻みとなっております。この1時間を使いまして、調査対象区域を本市職員が回りまして、外観で見て客引きあるいはスカウトと思われる者の数をカウントしてございます。また、その者が風俗なのか、カラオケなのか、居酒屋なのかも分類してカウントしてございます。今申し上げましたように、職員が外観で判断をしておりますので、この分類につきましてはおおよその目安ということでご理解をいただければと思います。客引き行為につきましては、ある程度時間を経過して見ていないとはっきりしないところがございますが、これは職員らも通りを歩きながら見ておりますので、その点をご了解をいただければと思います。

状況でございますけれども、5月2日以降、多い時間帯では250を超える人数が出るなど、全般的に高い状況が非常に続いてございます。特に、年の後半、次第に遅い時間帯でも客引きが減らないという現状がございます。ただ、12月につきましては忘年会シーズンでございまして、特に早い時間帯はお店がはやっているということもございまして、客引きが減る傾向にございます。ただ、これも私どもといたしましては今後の調査も見てまいりますけれども、季節的に減ったということでございまして、傾向は余り変わらないという風に考えております。

また、この中には風俗の客引きとスカウトが入っております。アーケードのほうにはスカウト、いわゆる風俗営業店の従業員となるように勧誘する者というのが見られているという状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました①の事項に関しまして、委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。どなたかございませんか。大丈夫ですか。

続きまして、②仙台市客引き行為等の禁止に関する条例について、事務局より説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それでは、資料3-1と資料3-2に基づきまして、今般成立・制定いたしました、客引き行為等の禁止に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

資料3-1の概要の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

まず左上の目的でございますけれども、本条例の目的は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境の確保を行うことで、魅力と活力のある安全で快適な街の実現に資することを目的としてございます。

客引き行為等を規制する法令といたしましては、現行でもいわゆる風営法、それから県の迷惑行為防止条例がございます。風営法は、風俗営業の適正化を図ることを目的とした法律でございます。この法律によりまして風俗営業者が客引き行為を行うことは禁止されます。県の迷惑行為防止条例は、条例の名前のとおり著しい迷惑行為というものを禁止するものでございます。その著しい迷惑行為として規制をされている客引き行為等といたしましては、1つが風俗営業に係る客引き行為、もう一つが掴むとか、つきまとうといった執拗な客引き行為となっております。いずれもどこで行われても禁止されるということで、その行為自体が違法性が高いものということでございます。

これに対しまして、本条例はそういった違法、不当なものも含めまして、客引き行為等全般に対して規制を行うものでございます。趣旨といたしましては、違法、不当でなく通常の正当な営業行為とみなされるものにつきましても、先ほどご説明申し上げたように、中心部に見られるように、結果として人の往来の多いところで多数行われることで問題が生じているということに対して対応するものでございまして、他の法令と違ひまして、客引き行為を全面的に否定するといったような趣旨のものではないということです。ご理解をいただければと思います。

2番目の定義ですが、今回の規制の対象となるのが客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為の4類型でございます。客引き行為、勧誘行為につきましましては、相手方を特定して客となるように、又は役務に従事するように誘う、又は勧誘する行為でございます。従いまして、例えば店舗の前で不特定の方を対象に声をかける行為、呼び込みとか言われておりますけれども、そういったものはこの規制の類型には入らないということでございます。また、客待

ち行為・勧誘待ち行為は、この客引き、勧誘を行う目的でその相手を待っているということも規制の対象となります。「市民等」、「事業者等」、「町内会等」の定義は、この記載のとおりでございます。

右側上の3番、市・市民等及び事業者の責務をご覧ください。市の責務といたしましては、条例の目的を達成するために必要な施策の推進をするものとしたします。また、施策の推進に当たりましては、町内会等及び警察署その他の関係機関と連携を図るとともに、必要な協議を行い、または協力を求めるものとしたします。市民等及び事業者等の責務といたしましては、市の施策に協力するよう努めなければならないとしております。

4点目が、本日お諮りをいたします客引き行為等禁止区域の指定に関する規定でございます。市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、または利用することのできる環境を確保するために、特に必要があると認める区域を禁止区域として指定することができるとしております。禁止区域の指定に当たりましては、本会議の意見を聞くこととしたしてございます。

5番の禁止される行為ですが、指定されました禁止区域内におきましては、客引き行為等を行うこと、または従業員あるいはほかの者に委託して行わせることが禁止されます。また、客引きから紹介を受けて、お客を自店舗内に客として立ち入らせることも、併せて禁止されます。

その下、6番でございますが、禁止区域における事業者等の責務でございます。事業者等は禁止区域におきまして、屋外で、例えばチラシをまく、あるいは看板を持たせるといった営業に係る宣伝をさせるときは、その者が客引き行為等の禁止に抵触する行為を行わないよう指導を行わなければならないとしております。また、市及び町内会等は、禁止区域における客引き行為等を行わせないための取り組みを協力して行うものとしたします。

続きまして7番でございます。違反行為があった場合の対応でございます。7番の右側の図をご覧くださいながら、説明をお聞きいただければと思います。まず違反行為、これが確認された場合につきましては、市は行わないよう勧告をすることとなります。勧告を受けた者が、また違反行為を行った場合は、違反行為をしないよう命令を行うこととなります。命令を受けた者が、また違反行為を行った場合につきましては、5万円以下の過料に処するとともに、場合によりましては氏名等の公表を行うこととなります。また、過料につきましては、市が実施いたします報告を求めることや立入調査の質問を拒否した場合にも過料が科されます。

続いて8番でございますけれども、報告の徴収等でございます。勧告、命令の実施に必要な限度において、違反行為をした者に対して必要な報告を行わせることができます。また、職員に、関係する事業者の事務所、店舗その他必要な場所に立ち入り、調査または質問させることができます。

また、9番の情報提供でありますけれども、関係警察署等その他関係機関の長又は関係団体に対しまして必要な協力を求めることができるとともに、本市からも関係警察署長その他の関係機関に対しまして必要な情報の提供を行うことができると定めております。

施行日でございますが、公布の日でございます。先ほどご説明申し上げましたように、12月21日に条例が施行され、公布されたところでございます。ただし、5番から9番につきましては、平成31年4月1日の施行となっております。これは現在適法に行われる行為が

規制されるということをごさいますて、禁止区域の指定も十分な周知期間・3カ月を置くというために、このような施行としたところをごさいます。

条例の説明につきましては以上をごさいます。

○金会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました②の事項に関しまして、委員の皆様からご意見などがございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○渋谷副会長

質問なんですけれども、6番の禁止区域における事業者等の責務等というところで、市及び町内会等に行わせないための取り組みを協力して行うと書いてあるんですけれども、具体的には、例えば町内会ですと回覧とかそういうことなんですか。それともほかに何か具体的な案がございますでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

この規定は、客引き行為の条例の実効性の確保のためには、取り締まりを市が責任を持って行うということは当然でございますが、これに加えて地域の皆様とともに、客引きを行わせない、という環境づくりというのが非常に重要と考えております。そのための取り組みというのを市と地域の皆様とともに行うことを想定しておりまして、具体には合同で地域をパトロール、巡回するとか、あるいは現在も地域の皆様と行っておりますが、チラシとか啓発物資を配布するといったような、主に啓発的な活動につきまして一緒にやっていきたいという風に考えております。

○金会長

渋谷委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にご質問等がございますでしょうか。

無いようでございますので、続きまして③仙台市客引き行為等の禁止に関する条例に基づく禁止区域の指定について、事務局より説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

それでは、資料4-1をご覧ください。今ご説明申し上げましたとおり、1の概要のところには条例の抜粋を載せてございますけれども、客引き行為等の禁止区域の指定は、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保するため、特に必要があると認める区域としてございます。

また、禁止区域の指定を受けた地域におけます町内会等の皆様には、禁止区域における客引き行為等を行わせないための市との取り組みを協力して行うということとなります。

具体的本市の指定の考え方でございますが、2番でございます。まず、1点目としましては、人の往来が多く、客引き行為等をする者が多数存在する区域。これは国分町二丁目、又は一番町四丁目から駅の名掛丁商店街までのアーケードが、こういった往来が多く客引きが見られる地域でございます。これらの地域のほか、上記の区域を指定することにより、客引き行為等をする者が増加するおそれがある区域も併せて指定したいと考えております。

また、先ほど第9条にありますように、禁止区域が指定されますと町内会等の皆様にも一定の義務が課されるということがございますし、先ほど申し上げた条例の実効性の観点からは、地域の皆様のご要望、また一緒に取り組んでいくといった点が前提となるというふうに考えております。従いまして、3と4につきましては必ず満たし、その上で(1)または(2)に当てはまる地域ということの指定を考えております。

3でございますけれども、昨日、町内会等の17団体から要望書の提出を受けたところでございます。商店街につきましては7団体、国分町地区内の町内会5団体、上記以外の町内会からも5団体でございます。

続きまして、資料4-2をご覧ください。今回、お諮りをいたします仙台市の案でございます。赤色2種類と青色で塗られたエリアが、今回先ほど申し上げました17団体からご要望があった地域でございます。また、これらの地域は、いずれも市とともに取り組むということについても確認をしたところでございます。

その上で色を塗り分けておりますのが、まず1番濃い赤のところでございますけれども、これは先ほどご説明申し上げました指定の考え方1、左下に記載をしておりますけれども、人の往来が多く、客引き行為等をする者が多数存在する区域でございます。国分町地区におきましては、国分町通よりも東側、その先はいわゆるアーケードでございまして、仙台駅前まで続く部分でございます。

ピンク色で塗った地域は、指定の考え方2に当てはまるものでございまして、1の赤のところを禁止した結果として、客引き行為等が広がるおそれがあるという地域でございます。今回(1)は当然といたしましても、(2)を指定することといたしましたのは、既に条例を制定し禁止区域の指定を行っている都市の状況を視察いたしますと、禁止区域を例えば赤の地域だけにした場合に、アーケードの横道のところに客引きがたまる、あるいはそこで客引き行為を行うといったような状況が見られ、安全かつ快適といった観点からすると、改善の効果が非常に限定的になってしまうと申しますか、減じられてしまうということがございまして、区域につきましては、明らかにその赤い地域に隣接した地域で客引きが広がっていくということが想定される地域についても、併せて指定することといたしております。

他方で、この考えをあまり広げてしまいますと、この禁止区域全体が大きく広がるという可能性がございます。先ほど申し上げましたように、この条例は客引き行為全般を規制するというものでございまして、条例の目的からいたしますと、やはり現に問題が起こっている地域に限って限定的に、地域を指定する必要がございます。その観点からこのような区域の指定案を作成したところでございます。

青色の地域でございますけれども、これは立町地域でございまして、主に現在はいわゆるラブホテルと若干の飲食店があるところでございます。また、お住まいになっている方も、多くはご

ございませんけれどもいらっしゃる地域でございます。今回この地域につきましては、指定を見送りたいと考えております。本地域におきましては、客引き行為等が全くないというわけではございません。ただ、本市の調査でも、多く見られる時間帯でも2人程度、通行等の状況を勘案しましても、まず(1)の要件には当てはまらない。

次が、国分町二丁目全体が禁止区域となりますので、そうなったときにこのエリアに広がるのかということでございますけれども、飲食店の集積も少なく、人の往来等を考慮いたしましても、また晩翠通をまたぐ形となりますので、直ちに広がるということが現在予見できるかと申しますと、そうではないと判断いたしております。従いまして、結論といたしましては、指定を見送りたいと考えております。

ただ、本市といたしましては、地域の方からのご要望があったということ、またここにつきましては性風俗を斡旋する無料案内所があるといったように、地域の環境浄化を考えたときに注意すべき点があるエリアと考えてございまして、今後も注意深くこの地域の動向については注視していきたいと考えております。

また、仙台駅前につきましても、現在飲食店の集積が進んでいるなど、色が塗られていないエリアもございまして、そういった地域につきましても同様に定期的に状況の把握を進めてまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました③の事項に関しまして、委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。どなたかございますか。

それでは私の方から、先ほど仙台市客引き行為等の禁止に関する条例についての中でも説明があったのですが、客引き行為と禁止区域の指定、4の5条のところの中で、本会議の意見を聞くこととするということまで話が合ったわけなんです、説明のあったこの区域でよろしいのではないかと思うのですが、皆様いかがでしょうか。

この区域でよろしいでしょうか。

○渋谷副会長

すごく細かいことを言うようで済みませんが、青葉通の左の角のところ、細い横丁よりももうちょっと国分町通からの延長のところの区域の歩道のところが微妙に区域に入っていないように見えるのですが、これはわざとなのでしょうか。それとも、何となくこうなっているのでしょうか。

○市民局参事兼市民生活課長

国分町通の広瀬通よりも南側ということでしょうか。

○渋谷副会長

歩道が白く抜けていますよね。日銀より南のところ、この範囲なんですけれども。歩道が入っていないのは。

○市民局参事兼市民生活課長

これは意図的でございます、どこまで区域に入れるかというところで、ここ自体は、皆様もご存じのとおり、オフィス街になってございまして、客引き行為等の見られるようなエリアではないということでございます。なぜここを入れたかと申しますと、この横道、例えば藤崎のところからまさに日銀のところがそうでございますけれども、日銀の前は本来通行量も多くないところでございますけれども、現在でもスカウトがそこにたまっているといったように、このアーケードの規制を考えたときに一定程度幅を持たせる必要があるとは考えております。他方で、これをいわゆる国分町通の今ご指摘があったところまで広げるというのは、ちょっと若干広過ぎるかなということで、規制のエリアから除いております。

○渋谷副会長

しつこいようなんですけれども、ここの歩道の上というのは、客引き行為はほとんど見当たらないということですか。

○市民局参事兼市民生活課長

現在、ほとんど見当たらないと認識しておりますし、先ほどから、ここからアーケードを禁止した結果、ここまで広がるというのは現在の状況を考えますとないだろうと。ただ、その途中の横道のところ、同じ説明で恐縮でございますけれども、日銀のあたりとか、そのちょっと先ぐらまでですと、現在でもスカウト待ちといったようなことで見られますので、そういったことが十分考えられるということで、一定の幅をもたせております。

○渋谷副会長

ご説明はわかりました。

客引き行為がほとんど見当たらないということ、今までの調査の結果そういうことで認識されているということであればいいのかなとは思いますが、この指定区域というのは、やはりこの地図はしばらくの間は使われるものだと思うんですね。このブロックのところ、客引き行為というのは、やはり人が歩く歩道のところで行われるのではないかなとは思うんですね。その店の中というよりも。だから、何か私は入れるべきではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金会長

渋谷副会長からの、歩道の方まで広げたらいいのではないかというご意見ですが、つまり歩道まで入れるべきだということなんです、いかがでしょうか。

○市民局参事兼市民生活課長

先ほどもご説明申し上げましたが、客引きが出ることそのものを問題視しているわけではなく、人の往来と多数の客引きという条件が重なった結果として、そこを通行される方々に不利益が生じているところを指定するという趣旨でございます。客引き行為全般が規制されるというものでございまして、ある意味で非常に厳しい規制となります。営業行為の規制でございますので、今回お諮りする趣旨の一つでございますけれども、問題を解決するために十分な規制をしなければならないという反面、その規制は最小限としなければならないという風に私どもは考えております。

そういたしますと、現在その客引き行為による問題として看過できないというのがこの赤色のエリアと考えてございます。これに加えて、ピンク色のエリアは先ほど申し上げましたように、赤色のエリアも規制しますとそこに客引き行為というのが広がるといふ、かなり蓋然性が高いものと判断しております。その他の外側に、では客引きが全くいないのかとか、全く今後もないのかと申しますと、そうではないと考えてございまして、渋谷委員がおっしゃるとおりそこを通られる方もいらっしゃいますし、オフィス街ということで、そこは十分我々としても想定をいたしておりますけれども、やはり規制区域というものは最小限であるべきだといふ観点から、まずは当初の指定でこのようにさせていただきたいと思っております。

ただ、やはり客引き行為という人の事業活動として動いてまいりますので、これが絶対だとは考えてございませぬ。もちろん軽々に指定の区域をいじるのは妥当ではないと考えてございませぬが、ただ他方で問題が生じ対応が必要だということで、地域の皆様も含めましてご要望等があり、本市としても必要であれば、そこはまたこのような形でこの会議にご相談をしながら迅速に対応してまいりたいと考えてございまして、私どもといたしましては、この区域案での指定ということをお願いしたいと考えてございませぬ。

○渋谷副会長

わかりました。

○佐々木委員

確認なんですけれども、条例を17団体が要望していると。そのうち立町地区は指定しませんよということですか。確認なんですけれども、立町以外は全て要望どおりということでしょうか。

○市民局参事兼市民生活課長

はい。この青色の部分というのが具体的な団体といたしましては、立町と国分町地区にまたがる町内会の方からご要望をいただきまして、そのうち立町地区につきましては、今回指定を見送るということでございます。その他の地域につきましては、今おっしゃっていただいたとおりでございまして、要望書に添付された区域全てを指定するという案となっております。

○金会長

佐々木委員、よろしいでしょうか。今のご回答でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

無いようでしたら、ここまでのまとめですが、まずは②の仙台市客引き行為等の禁止に関する条例についての中で、渋谷副会長から一つご質問が出ておりました。条例の概要の中の、6の禁止区域における事業者等の責務等のところの2つ目の丸のところですね。市及び町内会等（禁止区域をその区域に含むものに限る。）は、禁止区域における客引き行為等を行わせないための取り組みを協力して行うものとする。それに対しての、具体的な案とは何かというご質問でございました。

事務局側からは、客引きを行わせない、そのために市と地域の皆様が協力して、例えば合同で巡回パトロールをする、啓発等でチラシ等を配布する、一緒になって行っていくというような回答でございましたが、よろしいでしょうか。

それから、次の事案のところの③の仙台市客引き行為等の禁止に関する条例に基づく禁止区域の指定についてですが、事務局案ということで区域の指定について、先ほど説明がございましたように、日銀前までということよろしいでしょうか。その先の歩道に関して、禁止区域にそこも入れるべきではないかというようなご意見が出ましたが、今回はこの案でいくということです。これについては定期的な見直し等も含めて、今後もし仮にそういった必要性があれば随時禁止区域を広げていくとか、その際は当会議のほうに諮るということでお話があったわけですが、そういうことよろしいでしょうか。

それから、もう一つ確認ということで、先ほど佐々木委員のほうから立町以外は全てが要望どおりなのかということでしたが、関係町内等々と話し合った上で、立町以外は要望書に添付された区域全てを指定するということでの事務局からご回答がございました。そういうことよろしいでしょうか。

それでは続きまして、④今後の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

○市民局参事兼市民生活課長

資料5をご覧ください。今後、来年4月の条例の全面施行に向けましての取り組みについて概要をご説明申し上げます。

まず、啓発パレードの実施でございまして、来年2月6日に地域の方々や宮城県警察の皆様とともに、藤崎前から国分町に至りますコースにおきまして、パレードを実施したいと考えております。中身としましては、条例が制定され、今後禁止区域となる中を進んでまいりますので、行為をしない、させない、または利用しないといった呼びかけを行ってまいりたいという風に考えてございます。

2点目が街頭啓発の拡充でございまして、現在、業務委託によりまして週1回実施いたしております啓発活動を、金曜日に加えまして水曜日と土曜日も実施してまいります。

3点目が制御サインの設置でございまして、客引き行為等の禁止区域内におきまして、禁止区域であることを示すサインを整備したいと考えてございます。現在でも中心部におきまして

は、歩行喫煙の禁止ということで、アーケードの入り口のところに歩行喫煙禁止のシール、ちょっと大き目の四角いシールでございますけれども、貼ってございます。まずはこれと同種のもを貼っていきたいと思っております。

また、これに加えて、トランスボックス、これは電柱の地下化を行ったエリアで歩道部分に配電用の地上機器が設置されてございますけれども、このうち国分町地区に多数、一番のメインの通りのところに多数ございますので、ここに今年度中3カ所、区域であることを示すサインを整備していきたいと考えております。

また、4点目でございますが、本条例の内容の周知を図るため、1月30日に説明会を予定してございます。説明会は午前、午後の二部構成と考えておまして、まず大学及び専門学校の関係者の皆様への説明会を予定しております。これは現に客引きを行っている者の中には、学生の方もかなり含まれているということでございますし、客引きを利用される方の中にも若い方、その中に学生さんも含まれるということもあります。現在でも風営法や迷防条例での規制がされている行為に対して、さらに規制が加わるということでございますので、この点につきまして県内の大学及び市内の専門学校にご案内を出しまして、内容についての説明を行いたいと考えております。

また、一般の市民の方も含みます事業者の皆様への説明、こちらは対象を限定せず、どなたでもお入りいただける説明会も実施してまいりたいと考えております。

また、これに加えて、関係する団体等からご要請があった場合につきましては、直接私どものほうから各団体に赴きまして、必要な説明を尽くしてまいりたいと考えております。

また、この説明会も含めまして周知を図るためのリーフレット、ポスターを作成いたしまして、飲食店事業者や大学、専門学校等への配布というのも行つてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、委員の皆様からご意見などございましたらお願いいたします。

○田中委員

田中智仁です。確認でございますが、先ほどの説明会の二部構成のうち、大学及び専門学校は県内ということですが、例えば石巻専修大ですとか、仙台大といった市外にキャンパスを持っている大学にも幅広く呼びかけるということによろしいですか。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。専門学校につきましては市内を想定しておりますが、大学生につきましては、市外にあっても中心部でアルバイトされている方というのが少なくないと認識しておりますので、今お話がありましたように、県内の大学全部にご案内を出したいと考えております。

○田中委員

わかりました。ありがとうございます。

○金会長

他にございますでしょうか。

○金田委員

4番の条例説明会の開催についてなのですが、先ほど大学及び専門学校のほうに案内を出すとおっしゃっていたと思うのですが、その大学生や専門学校生側としては、具体的にどのような形でその案内を知ることができるのでしょうか。

○市民局参事兼市民生活課長

ありがとうございます。

まず、ちょっと説明が不足いたしておりました。大学及び専門学校の、これは主にいわゆる生徒指導とか学生課とか、部署名は様々でございますけれども、職員の方を想定してございます。やはりなかなか多くの学生さんがいる中で、それに効果的に広げていくということの入り口といたしましては、大学あるいは専門学校のそういった部門を通じてということを考えてございます。これまでも実は客引き行為等の問題につきまして、過去2回ほど、これは在仙の大学だけでございましたが、生徒指導の皆様にお集まりをいただいて議論したりチラシを作ったり等してございまして、皆様非常にこの問題について関心が高く、協力も積極的にいただいているところでございます。

従いまして、この説明会につきましても趣旨といたしましては、各大学、学校においてぜひこの条例の内容等、あるいは既存の法規制も含めまして違法行為に携わることがないように、学生さんへの周知、指導をお願いしたいという趣旨となっております。

以上でございます。

○金会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

ただいまは田中委員並びに金田委員のほうから、まず田中委員から、説明会を行う大学を市内だけでなく県内の大学全てに広げてはどうかということと、金田委員からは、具体的にどのような啓蒙活動案内なのか、特に学生に向けてということでありましたが、これに関しましては、大学あるいは専門学校等の学生担当部署の職員の方にはまず説明をした上で、学校側から学生に周知あるいは指導をしていただくということで、進めてまいるということではございました。よろしいでしょうか。

他に何かご意見、ご質問は。

○相澤委員

相澤と申します。5番の「リーフレット、ポスターを作成」と書いてあるんですけども、この配布は学生さんを含めた配布になっているのでしょうか。

○市民局参事兼市民生活課長

やはり若い方にも十分ご理解をいただきたいということで、そのための大学への説明というものもございます。従いまして、私どもといたしましては、こういったリーフレットを作成し、各大学とか専門学校でこれを活用していただいて、あるいはポスターも含めまして条例の内容の周知をお願いしたいと考えておりますので、学校等への送付ということも予定しております。

○金会長

よろしいでしょうか。学校等から学生等への配布ということでございます。他にございますか。

それでは、以上で予定された協議は終了となります。次に、(2) その他に入らせていただきます。

(2) その他

(仮称) 若林警察署について

○金会長

まず、(仮称) 若林警察署について、事務局より説明をお願いします。

○市民局参事兼市民生活課長

資料6-1をご覧ください。

平成31年4月に市内6番目の警察署といたしまして、(仮称) 若林警察署が開署される予定となっております。所在地でございますが、若林区の荒井駅前でございます。地図に斜線で囲っておりますけれども、ここに開署する予定でございます。

その管轄といたしましては、若林区内全域がこの若林署の管轄となるといったところでございます。続きまして、資料6-2をご覧ください。これは宮城県警察の方で作成したご案内のチラシでございますが、このうち裏面をご覧ください。と思います。

若林署が開設されることに伴いまして、管轄区域の整理がなされております。先ほど申し上げましたように、若林区全体が若林警察署となります。実は現在、その多くは仙台南警察署管内でございますけれども、卸町地区は仙台東警察署の管轄、又五橋地区の一部につきましても、仙台中央警察署の管轄となっております。これが、いずれも若林署の管轄ということとなりまして、青葉区を除きますと1警察署で行政区全体を担当するという整理となります。青葉区につきましても、引き続き仙台中央警察署と仙台北警察署となるということでございます。

また、交番につきましても、基本的には若林区内、現在の仙台南警察署の交番が移管されますが、卸町交番は仙台東警察署から移管されます。また、今後、若林区中央幹部交番につきましても、名称変更の予定があると伺っております。

開設につきましては、先ほど申し上げましたように、運用開始は4月1日を予定しているところでございます。またこれに伴いまして、防犯協会、現在若林区は仙台南地区の防犯協会でございますけれども、若林警察署が新たにできるということで、防犯協会・交通安全協会といった組織も新たに発足する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明に関しまして、委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。若林警察署が新たにできるということで、もし何か補足するようなことがございましたら、オブザーバーの赤間様、如何でしょうか。

○赤間経済調査官

私の方でも、内容の詳細はあまりよくわかりません。実際何人ぐらいの定数になって、例えば規模的には、多分仙台中央警察署が一番多いかと思えますけれども、例えば仙台南警察署も減ります。あとはどの程度の規模になるかというのは、私自身もまだわからないということで、実際に仙台南警察署はかなり今業務負担が大きくて、若林区のほとんどと太白区の全部を管轄しておりますので、これは今もどうかわかりませんが、これは本当に古い統計ですけども、110番の件数というのがあるんですけども、仙台南警察署が1年間に受ける110番の件数イコール山形県警全体の110番の件数と、多分今もそれに近いような数字が出ているかと思えます。

ですから、かなり負担は楽になるのかなということ、私も期待しているところでございます。以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。他にいかがですか。

この他に委員の皆様、あるいは事務局より何かございませんでしょうか。

では、これにて議事は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。皆様、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

7 閉会


○市民生活係長

金会長、ありがとうございました。そして委員の皆様、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成30年度第5回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

平成31年4月25日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長 金 政 信 

署名委員 相澤 雅子 